**○近畿地方整備局告示第九十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十四年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十四号 | 和歌山市加納字西新白三九五番二から同市新在家字一里山一一九番三まで | 近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年四月十七日

**○近畿地方整備局告示第九十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 生駒市高山町七二三二番一から同市高山町八一五二番七まで | 前 | 九・〇〇～三六・〇〇メートル | |
| | 後 | 一九・〇〇～七四・〇〇メートル | |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び同局奈良国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 新宮市三輪崎字源ケ林二一〇二番一から和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字馬瀬前四一五番一まで | 前 | B　七・五〇～一三二・八〇メートル | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | A　一一・一四～二七一・六〇メートル | |
| | 後 | C　一八・〇一～九一・一四〇〇キロメートル | |
| | | B　七・五〇～一三二・八〇メートル | |
| | | A　一一・一四～二七一・六〇メートル | |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第七十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十七日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千四百九十二号宇部都市計画道路事業一・四・二号宇部湾岸線、三・三・二号宇部新川駅沖ノ山線、三・三・四号中央線、三・三・十四号宇部駅波多野開作線及び三・五・二十二号西割新開作線

三　事業施行期間　自平成六年六月十三日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成六年建設省告示第千四百九十二号、平成十四年中国地方整備局告示第四十六号、平成十七年中国地方整備局告示第七十六号及び平成二十四年中国地方整備局告示第五号の事業地のうち山口県宇部市大字東須恵字に一、字毛所、字前開作、字丸田、字菰生、字上大迫、字開蔵寺、字弥ヶ迫、字法寺郷、字操土、字東操土及び字中梅田地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成六年建設省告示第千四百九十二号、平成十四年中国地方整備局告示第四十六号、平成十七年中国地方整備局告示第七十六号及び平成二十四年中国地方整備局告示第五号の事業地のうち山口県宇部市大字東須恵字毛所において事業地を変更する。

# 国会事項

## 衆議院

**議案提出**

四月十三日議員から提出した議案は次のとおりである。

行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（中野寛成外十六名提出）

北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案（小平忠正外十四名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

**要求書受領**

四月十三日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案　小平忠正外十四名

**決議送付**

四月十三日横路議長から野田内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。

北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議

**質問書提出**

四月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「試し出勤」についての官民格差に関する質問主意書（河野太郎提出）

全国防災事業による橋梁の長寿命化の促進に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

**答弁書受領**

四月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員秋葉賢也提出東京電力の賠償金支払促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出汚染状況重点調査地域における健康管理調査に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳提出在日米軍基地周辺地域における爆音防止対策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一提出宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出先般発生した「爆弾低気圧」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丹羽秀樹提出国道四十一号の整備促進に関する質問に対する答弁書

**報告書受領**

四月十三日内閣から次の報告書を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

又同日内閣を経由して法務大臣小川敏夫から、次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成二十三年団体規制状況の年次報告